

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料

第164号議案

長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則で定めるもの・・・・・・・・・・	2 ～ 3

まちづくり部
令和7年9月

1 条例施行規則で定めるもの

【参考1】 条例施行規則で定めるもの（附属設備使用料）

附属設備使用料については、条例に基づき、規則で定める。

(1) 港湾施設

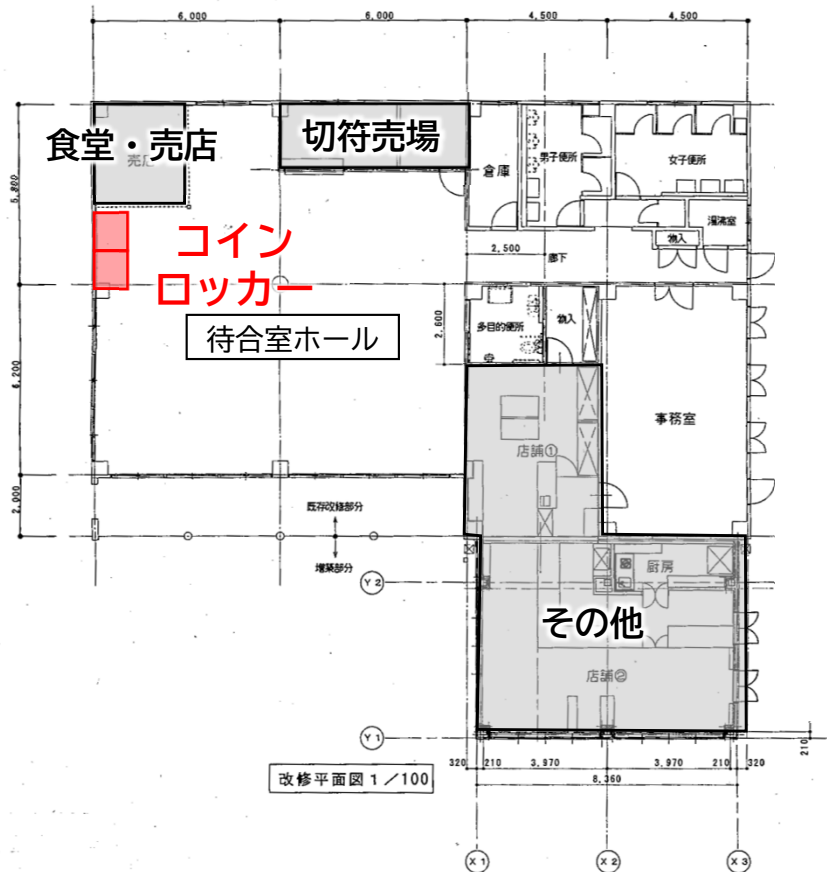
ア 附属設備使用料

区 分		単 位	現 行	改正案
長崎市伊王島港ターミナル	コインロッカー 小型	1 個 1 回につき	200円	100円
	コインロッカー 中型		300円	200円
	コインロッカー 大型		400円	300円
長崎市高島港ターミナル	コインロッカー 小型		100円	100円
	コインロッカー 大型		—	200円

1 条例施行規則で定めるもの

附属設備の位置

伊王島港ターミナル 平面図



高島港ターミナル 平面図 (1階)

